

平成29年 2月10日

各 位

会 社 名 ライオン株式会社
代 表 者 取締役社長 濱 逸夫
(コード番号 4912 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーションセンター部長 藤澤 靖
(TEL 03-3621-6661)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年3月30日開催予定の第156期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけではなく、執行役員からも社長等を選定できるよう現行定款第22条（代表取締役等）の規定を変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務を執行しない取締役および社外監査役以外の監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条（取締役の責任軽減）および第39条（監査役の責任軽減）の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第29条（取締役の責任軽減）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年3月30日（予定）

定款変更の効力発生日 平成29年3月30日（予定）

以 上

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって<u>取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>取締役会の決議によって当社の業務を執行する取締役として選定された者は、当社の業務を執行することができる。</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任軽減)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって<u>取締役または執行役員の中から会長1名、社長1名ならびにその他役位若干名</u>を選定することができる。</p> <p>取締役会の決議によって当社の業務を執行する取締役として選定された者は、当社の業務を執行することができる。</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任軽減)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p>